

2025 年日本国際博覧会
入場券販売・予約管理（TKC）業務委託に係る企画提案公募要領

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）では、2025 年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）の開催に向けて、2020 年 12 月に策定・公表した「2025 年日本国際博覧会基本計画」における「平準化のための取組」として、来場者数の平準化を実現するための取り組みを進めている。本業務は、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、大阪・関西万博における入場券の販売、来場者の予約管理業務を効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集する。

1 業務名

2025 年日本国際博覧会 入場券販売・予約管理（TKC）業務委託
※TKC…チケットコントロールセンターの略称

(1)業務の趣旨・目的

本業務は、入場券販売及び予約管理経験のある民間事業者の知見・ノウハウを活かし、協会が構築したシステムや職員では対応できない団体の入場事前予約、パビリオン予約への効果的な予約枠配分調整による開催期間、開場時間帯における来場平準化や、会期前半への来場促進や入場券販売収益の最大化を図ることを目的に業務を実施する。

(2)履行期間

契約締結日から 2025 年 12 月 31 日（水）まで

(3)対象となる業務

「仕様書」のとおり

※ただし、「仕様書」は、協会に秘密保持誓約書（様式 1）を提出した者に限り開示する。

(4)委託上限額

365,000 千円（税込）

2 スケジュール（予定）

2023 年	7 月 20 日（木）	公募開始・質問受付開始
2023 年	8 月 1 日（火）	質問締切
2023 年	8 月 4 日（金）	質問回答
2023 年	8 月 21 日（月）	応募書類提出締切
2023 年	8 月下旬～9 月上旬	選定委員会・プレゼンテーション
2023 年	9 月上旬	審査結果の公表
2023 年	9 月下旬	契約締結
2025 年	12 月 31 日（水）	業務終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同事業体（以下「共同事業体」という。）であること。なお、共同事業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※(5)は共同企業体として有していれば条件を満たすものとする。）なお、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1)次の①から③までのいずれにも該当しない企業・団体であること。

①当該公募に係る契約を締結する能力を有しない企業・団体

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない企業・団体

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる企業・団体

(2)主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(3)消費税及び地方消費税を完納していること。

(4)経済産業省、大阪府又は大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

(5)次に掲げる業務実績を有し、業務実績申告書（様式5）を提出していること。

国際博覧会に限らず、次に例示する国内外で開催される大規模イベントなどで類似の業務を履行した実績があること。

（例）

- ・オリンピックパラリンピック競技大会（無観客開催を含む）
- ・ラグビーワールドカップ等の国際スポーツ大会
- ・年間来場者数1,000万人以上のテーマパーク
- ・その他上記3例と同等のイベント等

(6)応募前に協会に秘密保持誓約書（様式1）を提出していること。

4 応募手続き

(1)公募要領の配布

①配布期間

2023年7月20日（木）から同年8月21日（月）17時まで

②配布場所、配布方法

協会ホームページからダウンロードすること。（郵送による配布は行わない。）

[\(https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/\)](https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)

③配布物

ア 公募要領（本紙）

イ 応募書類

ウ 仕様書 ※秘密保持誓約書を提出した者に限る

エ 契約書

(2)仕様書の開示

本事業の提案に参加を希望する者は、協会に秘密保持誓約書（様式1）を提出すること。提出された秘密保持誓約書を確認後、仕様書を順次開示する。なお、共同企業体で参加を予定する場合は、構成員ごとに提出すること。

①受付期間

2023年7月20日（木）から同月31日（月）17時まで

②提出資料及び提出方法

電子メール（宛先：sales-ticket@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※1「件名」に「【秘密保持誓約書】2025年日本国際博覧会 入場券販売・予約管理（TKC）業務」と明記し、秘密保持誓約書（様式1）をPDFデータで添付し、送付すること。

※2 秘密保持誓約書（様式1）には、使用印鑑を押印し、使用印鑑届（様式10）及び印鑑証明書（写し）を併せて提出すること。

※3 秘密保持誓約書（様式1）、使用印鑑届（様式10）及び印鑑証明書の原本は応募書類の郵送時に同封すること。

(3)応募書類等の提出

①受付期間

2023年8月7日（月）から同月21日（月）まで

②提出方法

応募書類（紙、電子媒体に収納したPDFファイル）は郵送により提出すること。（持参による提出は不可）2023年8月21日（月）までの消印があるものを有効とする。

※1 特定記録等の配送状況を 追跡できるもので提出すること。

※2 受付期間中に電子メール（sales-ticket@expo2025.or.jp）で、応募した旨の連絡と併せて応募書類のデータを送信すること。

③提出先

公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会 運営事務局入場券部（担当：徳永）

【住所】〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎45階

④費用の負担

提案に要する経費はすべて応募者の負担とする。

⑤提出書類

下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本については企業名、社章等応募者が特定できる内容の記入を削除すること。

【仕様書開示に必要な書類】

ア 秘密保持誓約書（様式1）

イ 使用印鑑届（様式10）

ウ 印鑑証明書（原本）

【応募時に必要な書類】

（ア 秘密保持誓約書（様式1））

（イ 使用印鑑届（様式10））

(ウ 印鑑証明書 (原本))

エ 応募申込書 (様式 3) 原本 1 部

オ 企画提案書 (様式自由: A4) 原本 1 部、副本 10 部、副本の電子データ

カ 応募金額提案書 (様式 4) 原本 1 部、副本 10 部、副本の電子データ

キ 事業実績申告書 (様式 5) 原本 1 部、副本 10 部

ク 誓約書 (参加資格関係) (様式 6) 原本 1 部

ケ 持続可能性の確保に向けた取組状況について (チェックシート) (様式 7) 電子データ

コ 共同企業体届出書 (様式 8) 原本 1 部 ※共同企業体で参加の場合は提出すること

サ 共同企業体協定書 (写し) (様式 9) 原本 1 部 ※共同企業体で参加の場合は提出すること

(4) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(6) その他

① 応募は、1 者 1 提案とする。(共同企業体構成員として参加する場合を含む)

② 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ 1 セットずつ A4 ファイルに綴って提出すること。また、応募書類は電子媒体 (CD-R 等) に格納した PDF ファイル (企画提案書は副本のみ) も併せて提出すること。

③ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

(記入例)

「2025 年日本国際博覧会入場券販売・予約管理 (TKC) 業務委託」提案書
株式会社〇〇 (参加者名)

④ 書類提出後の差し替えは認めない。(協会が補正等を求める場合を除く)

⑤ 提出書類に虚偽の記載をした企業・団体は本件への参加資格を失うものとする。

5 説明会

実施しない。

6 質問の受付

参加資格を有していることを認められた者は、必要に応じて質問票 (様式 2) を受付期間内に提出すること。

(1) 受付期間

2023 年 7 月 20 日 (木) から同年 8 月 1 日 (火) 17 時まで

(2) 提出方法

電子メール (宛先: sales-ticket@expo2025.or.jp) で受け付ける。

※1 「件名」に「【質問】2025 年日本国際博覧会 入場券販売・予約管理 (TKC) 業務委託」と明記し、質問内容を「質問票」(様式 2) に記載して添付すること。

※2 口頭、持参、電話、FAX による問い合わせは受け付けない。

※3 質問への回答は、2023年8月4日（金）に電子メールで行う。なお、質問回答を踏まえ、応募に当たり留意すべき事項がある場合は、協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 入場券販売・予約管理（TKC）業務委託に係る企画提案公募について】に掲載する。

7 審査の方法

(1) 審査方法

①(2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定します。

②審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時及び場所は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査にはプロジェクター等の機材は使用できません。

③最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点未満の場合は採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

④最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
業務推進方針・提案	委託業務内容全体を俯瞰し、潜在化している業務を含め業務を円滑に遂行するための合理的かつ効果的な方針が示されているか。 博覧会入場券販売・予約管理における課題を理解し、来場平準化のための実効性の高い有効な提案が示されているか。 委託業務内容に関する理解が十分であることが示されていると共に、計画策定における連携先などが示されるなど具体性、実現性がある提案となっているか。	10
業務実施方法	国内外の委託販売事業者の選定において、豊富なネットワークと優れた情報収集力により具体的な委託販売事業者の提案が示されているか。（5点） 国内外委託販売事業者との各業務推進・管理の仕組みに実現性と妥当性があり、バックアップ手法も含めて、具体的に提案が示されているか。また、国内外委託販売事業者との業務において入場券買取交渉の具体的な手法が示されているか。（5点） 販売報告及び販売代金の納入精算業務を効率的かつ正確、迅速に業務を遂行する提案となっているか。（5点）	15
来場平準化	入場券の販売促進において、委託販売事業者からの有効なアイデアや意見を具現化する手法が示されているか。委託販売先の利便性を高め、かつ業務効率化に寄与する提案となっているか。（10点） 過去の知見・実績を活かした委託販売先の来場日時枠の平準化に寄与する有効な提案が示されているか。また、委託販売先の来場日時枠のコントロールにより収益最大化に寄与する有効な提案が示されてい	25

	るか。(15点)	
業務実施計画	業務スケジュールは効率的、効果的な販売・管理を行うための行程が十分に検討されており、適切なものとなっているか。業務実施体制は業務遂行に必要な人員が業務内容ごとに適正に配置されているか。 (5点) 国内大規模国際イベント(国際博覧会、東京オリンピックパラリンピック競技大会、東京モーターショーなど)の入場券販売・予約管理を含む運營業務の実績を有しているか。(過去20年以内、イベント期間中100千人以上来場規模(無観客となった東京オリンピックパラリンピック競技大会を含む))(5点)	10
その他	仕様書に記載はないが協会や入場券購入者が有益となる新たな業務が、委託費上限内で提案されているか。(5点) 仕様書に記載はないが、追加委託費用や従量課金にて協会や入場券購入者が有益となる新たな業務が提案されているか。(5点)	10
価格	満点(価格点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格	30
合計		100

(3) 審査結果

①契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知します。

②選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 入場券販売・予約管理(TKC)業務委託公募について】において公表します。

(<https://www.expo2025.or.jp/>)

ア 最優秀提案事業者(名称・評価点・提案金額)

イ 全提案事業者の名称 ※50音順

ウ 全提案事業者の評価点 ※得点順(応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しない。)

エ 最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント

オ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

①選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

②他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

③事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

④応募書類に虚偽の記載を行うこと。

⑤その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 契約交渉時の資格審査必要書類の提出

契約候補者は、選定委員会による審査後、以下資格審査に必要な書類について、それぞれ指定する必要部数を協会の連絡を受けてから2営業日後の17時までに提出すること。

【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）】

- ①定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明すること。）
- ②法人登記簿謄本（1部） ※発行日から3カ月以内のもの
- ③納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
 - ア 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
 - イ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ④財務諸表の写し（1部）※最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分
 - ア 貸借対照表
 - イ 損益計算書
 - ウ 株主資本等変動計算書
- ⑤暴力団排除に基づく誓約書（様式11） 原本1部
- ⑥持続可能性の確保に向けた誓約書（様式12） 原本1部

8 契約手続きについて

- (1)契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結します。なお、協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Light サービス」による電子契約を推進しています。手続き方法の詳細については、落札者に対し、協会から案内する。
- (2)採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議していただき、この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (3)契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (4)契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式11）を提出してください。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (5)契約に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書（様式12）を提出すること。
- (6)契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (7)契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
- (8)契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）
- (9)前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - ①契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ②契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - ③契約の相手方が、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

9 持続可能性の確保

(1)採用者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢 が定着するよう働きかけるものとする。

(2)採用者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」（以下「調達コード」という。）の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。

(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/220630_procurement_code.pdf)

(3)採用者は、協会が採用者におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。

(4)採用者は、協会が採用者による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、採用者が協力を支障のあることについて正当な理由を有するときは、この限りではない。

(5)協会が採用者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、採用者は改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

10 その他

(1)応募提案にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。

(2)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）等を遵守すること。

(3)本公募に係る応募提案手続きについて協会と参加者との間で用いる言語は、日本語とする。